

第3回東京都子育て支援住宅認定制度等意見交換会（令和3年11月19日）における 主な御意見の概要

➤ ガイドライン、認定基準への掲載について

【転落防止対策等安全対策】

(〇〇委員)

- 住まい方という観点から、子供の死亡事故等に繋がるような事項について言及し、注意喚起をするべき。例えば、窓の近くにベッドを配置すると、ベッド上に乗った子供が窓から転落する危険性が高まることから、室内の家具の配置に留意することについて言及する。

(〇〇委員)

- 窓の手すりについて、掴まる手すりではなく、防御するための手すりとしての形状の工夫などについて言及することも必要

(〇〇委員)

- 日本学術会議においても子供の事故予防について提言がなされており、様々な事例を取り上げた注意喚起が必要

(〇〇委員)

- 住宅内環境の中で生死にかかわるような事項は排除すべき。一方でコミュニティの中で遊び場があり、遊びを通じて、多少のかすり傷を負いつつも子供が教育的に安全を学ぶということも必要かと考える。

【立地の安全性】

(〇〇委員)

- 近年の気候変動の影響により水害リスクが高まっていることなども踏まえ、住宅の立地についての留意事項について言及することも必要

【コミュニティの醸成】

(〇〇委員)

- コミュニティの醸成を図るための取組をすべきといった記載だけでなく、コミュニティがあることにより子育てをする上で気持ちが楽になったり、楽しくなったりといったその価値について言及すべき。
- あるべき姿としてのロールモデル（例えば、子育て支援サークルや子育て委員会の創設）を示すとともに、子育て情報の提供など必要最低限の取組の双方を提示するなど、事業者等にとって取り組みやすい設えとすることが有効
- また、その活動のための財源の確保方法についても事前に定めておくことが重要
- 子育て世帯、特に妊婦や子供は防災の観点からは要配慮者、要意識者である。集合住宅における防災のための取組はそういった観点からも住宅全体として実施するべき

➤ **認定基準見直しの方向性について**

【全般について】

(〇〇オブザーバー)

- 認定を取得する住宅を普及させていくために、必須項目と選択項目の別について、安全性の確保から必ず必要なもの、より子育てしやすい工夫をするもの、という観点で再整理をすることも必要

【ハード面の認定基準について】

(〇〇オブザーバー)

- 洗面台のシャワーヘッド付水栓が必須項目になっていることについて、抗ウイルス対策のための自動水栓を採用する場合、両機能を備えた製品が市場に揃っていないため、選択項目にするなどの工夫が有効
- 内部ドア吊元の「指挟み防止措置」について、建具としての製品が市場に揃っていないこと、後付け部品は賃貸において管理面で難しい部分があるため、選択項目とするか、必須項目としても「入居者への注意喚起」や「入居者への後付け部品の推奨や紹介」などにするなどで、現実的な対応が可能となる。

【ソフト面の認定基準について】

(オブザーバー〇〇)

- コミュニティ醸成の基準について、取組期間を有期とすることや、選択項目とすることにより、より現実的な対応が可能となる。

➤ **新たな目標設定について**

(〇〇オブザーバー)

- 目標値が直接的に達成の可能性のあるものの方が明確ではないか。

(〇〇委員)

- 制度普及のため足元を固めていくには、まずは事業者が本制度を理解、共感をしているか、という観点で捉えると認定戸数を目標値に置き、目標達成に向けた取組を財政的側面も含めて深堀していくことが有効ではないか。

➤ **セーフティネット住宅について**

(〇〇委員)

- セーフティネット住宅の供給促進において、子育てに適した広さ、設備という視点を入れることは非常に重要
- セーフティネット住宅について、専用住宅か否かにより入居者の家賃負担等も変わってくるため、その種別による実現可能性という観点もその検討において必要